

事 務 連 絡

平成 30 年 9 月 7 日

地域包括支援センター

居宅介護支援事業者 管理者様

川口市介護保険課長

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づけた
ケアプラン届出について（お知らせ）

日頃より、介護保険事業の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 5 月 10 日付け厚生労働省老健局振興課長通知のとおり、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて市町村への届出が義務付けられました。

つきましては、平成 30 年 10 月 1 日以降に作成又は変更するケアプランにおいて、生活援助中心型のサービスを厚生労働大臣の定める回数以上に位置づける場合には必要書類を介護保険課までご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご提出いただいたケアプランについて、市役所来庁、地域ケア会議参加等の方法により説明いただく場合がありますのでご了承下さい。

【参考】平成 30 年 10 月 1 日施行分の厚生労働大臣が定める回数（生活援助中心型サービス）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

※平成 30 年 10 月 1 日以降に作成又は変更（軽微な変更を除く）したケアプランに適用される回数です。今後回数は定期的に見直されます。

※身体介護を行った後に引き続き生活援助中心型サービスを行った場合は回数に含みません。

提出書類

- ・厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づけたケアプラン届出書（別添参照）
- ・利用者基本情報、アセスメント表、ケアプラン（第 1 表～第 7 表）の写し

提出期限

ケアプランを作成又は変更（軽微な変更を除く）した翌月の末日まで

○問い合わせ先

川口市介護保険課給付係

TEL048-259-7296（係直通）